

3 「小1の壁」の打破

放課後子ども総合プランの推進

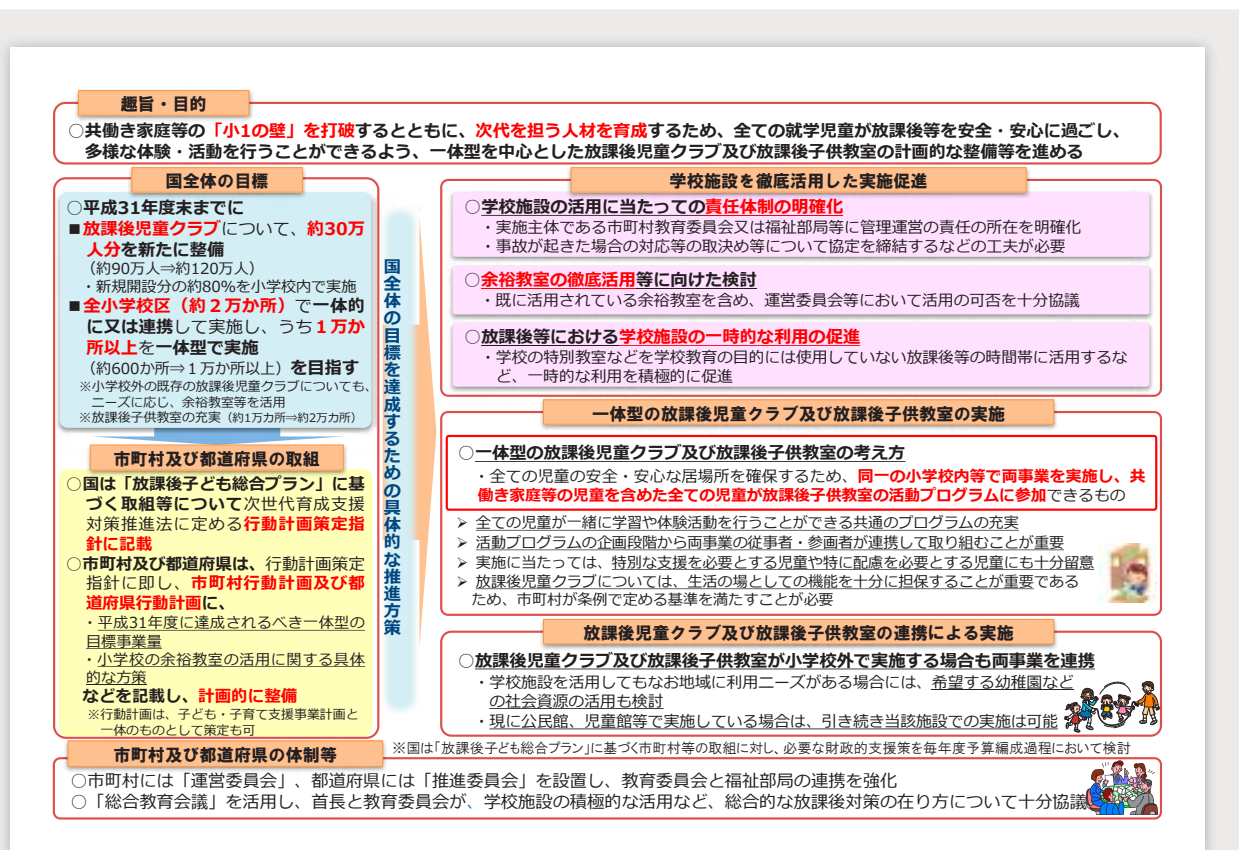
共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が共同で、2014（平成26）年7月31日に「放課後子ども総合プラン」を策定し、学校施設（余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等）を徹底活用して、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型を中心とした取組を推進することとしている。同プランでは、2019（平成31）年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備し、合計で約122万人分の受け皿を確

保すること、全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指している。（第2-1-10図）

さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016（平成28）年6月2日閣議決定）では、取組の加速化を図るため、追加的な受け皿整備を2018（平成30）年度末に前倒して実現するための方策を検討することとされており、それを踏まえ、放課後児童クラブの整備費の国庫補助割合のかさ上げや放課後子供教室の設備整備等が行われている。

また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指している。

第2-1-10図 「放課後子ども総合プラン」の全体像



資料：厚生労働省資料

全ての子供を対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの機会を提供する「放課後子供教室」は、2016年10月現在、1,097の市区町村、16,027か所で実施されている。共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などにおいて学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」は、2016年5月現在、1,606市区町村、23,619か所で実施され、109万3,085人の児童が登録されている。(第2-1-11表)

放課後児童クラブの充実

「放課後児童クラブ」については、2015(平成27)年4月から、改正後の児童福祉法(平成28年法律第65号)に基づき、対象となる児童の年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とするとともに、質を確保する観点から、職員の資格、員数、設備などを定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)を策定し、市町村はこれを踏まえて設備及び運営に関する基準を条例で定め、この条例に基づき放課後児童健全育成事業を実施することとなっている。

また、放課後児童クラブの運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子供に保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を図っていくため、「放課後児童クラブ運営指針」(2015年3月)を策定し、児童が安心して過ごせる生活の場とし

ての一定水準の質の確保及び向上を図っている。

さらに、2016(平成28)年度予算では、「放課後子ども総合プラン」の目標達成に向け、施設整備費の補助率かさ上げや放課後児童クラブを設置する際の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業の補助額の引き上げを行った。また、待機児童の解消を図るため放課後児童クラブの土地借料や移転にかかる経費への補助など放課後児童クラブの量的拡充を図った。

放課後子供教室の推進

文部科学省では、2007(平成19)年度から保護者や地域の方々等の協力を得て、放課後などに子供たちに学習や様々な体験・交流活動等の機会を提供するため「放課後子供教室」を推進している。

2015(平成27)年12月の中央教育審議会答申及び2016(平成28)年1月の「『次世代の学校・地域』創生プラン」に基づき、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進しており、その中で、地域で子供たちの健やかな成長を育むため、放課後子供教室の学習・体験プログラムの充実を図っている。

さらに、2016年度予算では、「放課後子ども総合プラン」の目標達成に向け、放課後児童クラブと一体型又は連携型の放課後子供教室の計画的な整備、プログラムの充実や、一体型実施の加速化を図るため、設備・備品の整備等の支援の充実を図った。

第2-1-11表 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施状況

	放課後児童クラブ (平成28年5月現在)	放課後子供教室 (平成28年10月現在)
実施か所数	23,619か所	16,027か所
実施市区町村数	1,606市区町村	1,097市区町村
登録児童数	1,093,085人	—

資料：文部科学省及び厚生労働省資料

第2節 結婚・出産の希望が実現できる環境の整備

1 経済的基盤の安定

(若者の雇用の安定)

若者の就労支援

・新卒者・既卒者の就職支援

厚生労働省では、2015（平成27）年度に改正された「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく、①新卒者の募集を行う企業による職場情報の提供の仕組み、②ハローワークにおける一定の労働関係法令違反に係る求人者の求人不受理、③若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度（ユースエール認定制度）等について、積極的な周知を図るとともに、その取組を促進している。

また、新卒者・既卒者の就職支援のため、全国57か所の新卒応援ハローワーク等において、ジョブサポーターによるきめ細かな就職支援を実施するとともに、大学等との連携による学校への出張相談などを行っている。

さらに、卒業後3年以内の既卒者の就職を促進するため、若者雇用促進法に基づく「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）において、学校等の新規卒業予定者の募集を行う場合は、学校等の卒業生が卒業後少なくとも3年間は応募できるものとする等と定め、その周知に取り組んでいる。また、既卒者等の新規学卒卒での応募機会の拡大及び

採用・定着の促進を図るため、2016（平成28）年2月より、既卒者及び中退者を対象とした助成金制度を創設し、当該助成金を活用した既卒者等の応募機会の拡大を推進した。

(高齢世代から若者世代への経済的支援の促進)

結婚・子育て資金や教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度

将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを支援することを目的として、祖父母等から孫等に対して結婚・子育て資金の一括贈与を行った場合について、贈与税を非課税とする制度が2015（平成27）年4月から実施されている（適用期限は2019（平成31）年3月31日まで）。本制度では、2016（平成28）年度税制改正において、非課税の対象となる一部の費目につき、対象範囲の明確化を行った。

また、金融資産の世代間移転を促進し、子育て世代を支援することを目的として、祖父母等から孫等に対して教育資金の一括贈与を行った場合について、贈与税を非課税とする制度が2013（平成25）年4月から実施されている（適用期限は2019（平成31）年3月31日まで）。2017（平成29）年度税制改正では、領収書等の提出方法について、書面に加えて電磁的記録によっても行うことができることが決定された。